

平成30年8月定例教育委員会
議案説明資料

議案 5件

計 5件

番号	議案第16号	担当	教育総務部 学校給食課
議案名	松原市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について		
	松原市立学校給食センター条例第5条に規定する学校給食センター運営委員会委員を委嘱する際、本市の例規において、職員のうちから委員を選ぶ場合には、主に「任命」という文言を使用していることを踏まえ、松原市立学校給食センター条例施行規則第4条中「委嘱」の次に「し、又は任命」を加えるものであります。		
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 公布の日		

○松原市立学校給食センター条例

昭和47年3月31日条例第12号

改正

昭和54年3月31日条例第9号
平成6年4月12日条例第13号
平成20年12月19日条例第27号
平成24年3月28日条例第8号

松原市立学校給食センター条例

(設置)

第1条 市立学校において実施される学校給食を効果的かつ能率的に処理するため、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定に基づき、本市に学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 松原市立学校給食センター
(2) 位置 松原市河合5丁目238番地

(業務)

第3条 給食センターは、教育委員会の指定する学校において実施される学校給食に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 副食物の調理及び配送に関する事項。
(2) 食器、食かん等の洗浄、消毒及び保管に関する事項。
(3) その他教育委員会において必要と認めること。

(職員)

第4条 給食センターに所長その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 給食センターに松原市立学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、学校給食に関する重要な事項を協議決定し、給食センターの運営について審議する。

3 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和47年規則第18号で昭和47年6月1日から施行）

附 則（昭和54年条例第9号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第13号）

この条例は、平成6年5月9日から施行する。

附 則（平成20年条例第27号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第8号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

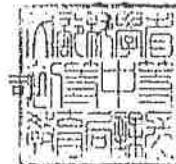
番号	議案第17号	担当	学校教育部 教育推進課
議案名	平成31年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書（中学校）の採択について		
	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき、中学校の「特別の教科 道徳」を除く平成31年度使用教科用図書について、平成30年度と同一の教科書を採択するものです。		
説明			



29初教科第47号
平成30年3月30日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
梶山正



(印影印刷)

平成31年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成30年3月30日付け29文科初第1807号文部科学省初等中等教育局長通知）において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03（5253）4111 内線 2576

記

1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小学校用教科書の採択について

平成 30 年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこと。

なお、「平成 31 年度使用小学校用教科書の採択について」(平成 29 年 10 月 13 日事務連絡)により周知したとおり、平成 29 年度検定において新たな図書の申請がなかったため、基本的には前回の平成 25 年度検定合格図書等の中から、採択を行うこととなること。

このため、採択において参考とできるよう、平成 25 年度検定合格図書に関する教科書編集趣意書を文部科学省ホームページに掲載しているほか、平成 26 年度教科書見本の時点から変更のあった箇所についてまとめたものを、一般社団法人教科書協会より各都道府県教育委員会に対して 4 月中に送付することを予定していること。

例年どおり、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に採択が行われることが必要となるが、その際、4 年間の使用実績を踏まえつつ、平成 26 年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること。

(2) 中学校用教科書の採択について

平成 30 年度においては、新たに「特別の教科 道徳」の教科書の採択を行うこと。ただし、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 79 条において準用する第 50 条第 2 項の規定により、「特別の教科 道徳」に代えて宗教を教育課程に編成する私立の中学校については、「特別の教科 道徳」の教科書の採択を行う必要はないこと。

なお、特別支援学校の中学部における視覚障害者用に、文部科学省著作教科書として新たに制作予定である「特別の教科 道徳」の点字教科書についても採択することが可能であること。

(3) 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領(平成 21 年文部科学省告示第 34 号。以下「平成 21 年学習指導要領」という。)の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録(平成 31 年度使用)」の第 1 部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領(平成 11 年文部省告示第 58 号。以下「平成 11 年学習指導要領」という。)の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第 2 部に登載されている教科書のうちから採択すること。

(4) 学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)附則第 9 条の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書(以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。)の採択並びに同条の規定により高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において使用する教科書以外の教科用

図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

- (ア) 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。
- (イ) 可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。
- (ウ) 上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
- (エ) 価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。
- (オ) 別途送付している「平成31年度用一般図書一覧」（平成30年3月5日付け事務連絡参照）を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

③ 拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

なお、分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、平成30年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。

なお、平成31年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

（5）ユニバーサルデザインに関する配慮について

各教科書発行者においては、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところであり、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、障害その他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても留意することが望ましいこと。

2 教科書見本の送付について

- (1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 文科初第 1808 号文部科学省初等中等教育局長通知)において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。
- (2) 教科書発行者に対しては、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4 月末日(教科書センターについては 5 月末日)までに送付するよう求めていること。
- (3) 高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

3 教科書展示会について

- (1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。
- (2) 平成 30 年度においては、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)第 5 条の規定に基づいて教科書展示会を 14 日間(法定展示期間)開催すること(「平成 30 年度における教科書展示会について」(平成 30 年 3 月 6 日付け 29 初教科第 42 号文部科学省初等中等教育局教科書課長通知)参照)。
- (3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行うなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるよう工夫すること。
また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成 27 年 3 月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成 29 年 1 月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。
- (4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書を展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。
- (5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。

(6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。

(7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

4 需要数報告について

(1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握すること。

(2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。

(3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。

なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないよう、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。

(4) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないように十分注意すること。

(5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。

(6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

5 教科書センターについて

(1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた

施設であること。

- (2) 教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。

報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

- (1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。

- (2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。

- ① 採択地区変更に係る告示の写し
- ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
- ③ 採択地区変更に係る理由書
- ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

- (3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談すること。

7 小学校・中学校・高等学校用教科書の今後の検定・採択のスケジュールについて

小学校については平成32年度から、中学校については平成33年度から、高等学校については平成34年度から、新しい学習指導要領が実施される予定となっており、平成31年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについての別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦）		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
学校種別等区分											
小学校	検定	◎			◆	◎	◎				◎
	採択		△			▲	△	△			
	使用開始			○			●	○	○		
中学校	検定		◎		◆	◎	◎				
	採択			△			▲	△	△		
	使用開始				○			●	○	○	
高等学校	主として 低学年用	検定		◎				◎	◎		
		採択			△				△	△	
		使用開始	○						○	○	
	主として 中学年用	検定			◎				◎	◎	
		採択	△			△			△	△	
		使用開始		○			○			○	
	主として 高学年用	検定	◎			◎				◎	◎
		採択		△			△				△
		使用開始			○			○			

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◆：「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書についての採択が行われる。

※ 網掛け部分については見込みである。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年12月21日法律第182号)

最終改正:平成30年6月1日号外法律第39号

改正内容:平成30年6月1日号外法律第39号[平成30年6月1日]

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

[昭和三十八年十二月二十一日法律第百八十二号]

[大蔵・文部大臣署名]

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律をここに公布する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 無償給付及び給与(第三条—第九条)

第三章 採択(第十条—第十七条)

第四章 発行(第十八条—第二十二条)

第五章 罰則(第二十三条・第二十四条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教科用図書の無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。

2 この法律において「教科用図書」とは、学校教育法第三十四条第一項(同法第四十九条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)及び附則第九条に規定する教科用図書をいう。

3 この法律において「発行」とは、教科用図書を製造供給することをいう。

第二章 無償給付及び給与

(教科用図書の無償給付)

第三条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。

(契約の締結)

第四条 文部科学大臣は、教科用図書の発行者と、前条の規定により購入すべき教科用図書を購入する旨の契約を締結するものとする。

(教科用図書の給与)

第五条 義務教育諸学校の設置者は、第三条の規定により国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。

2 学年の中途において転学した児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用図書は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

(都道府県の教育委員会の責務)

第六条 都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用図書の無償給付及び給与の実施に関し必要な事務を行なうものとする。

(給付の完了の確認の時期の特例)

第七条 第四条の規定による契約に係る政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第四条第一号に掲げる時期については、同法第五条第一項中「十日以内の日」とあるのは「二十日以内の日」と読み替えて同項の規定を適用する。

第八条 削除[平成一〇年五月法律五四号]

(政令への委任)

第九条 この章に規定するもののほか、教科用図書の無償給付及び給与に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 採択

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の意見をきかなければならない。

2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

(採択地区)

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区(以下この章において「採択地区」という。)を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校(都道府県立の義務教育諸学校を除く。)において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会(次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。)を設けなければならない。

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。)第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

(採択した教科用図書の種類等の公表)

第十五条 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

(指定都市に関する特例)

第十六条 指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。)については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区若しくは総合区の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 指定都市の教育委員会は、第十条の規定によつて都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3 第十三条第三項及び第六項の規定は、前項の採択について準用する。

(政令への委任)

第十七条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択地区協

議会の組織及び運営、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 発行

(発行者の指定)

第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書(学校教育法附則第九条に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。)の発行を担当する者で次の各号に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。

一 次のいずれかに掲げる者でないものであること。

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ 次条の規定により指定を取り消された日から三年を経過していない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関し刑法(明治四十年法律第四十五号)第百九十八条规定若しくは第二百三十三条の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)第三条第一項(同項第十一号に係る部分に限る。)若しくは同条第二項(同条第一項第十一号に係る部分に限る。)の罪若しくは公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成十二年法律第百三十号)第四条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過していない者

ニ 法人で、その役員のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ホ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人で、その法定代理人がイからニまでのいずれかに該当するもの

二 その事業能力及び信用状態について政令で定める要件を備えたものであること。

2 前項の指定を受けようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、申請書に必要な書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第十九条 文部科学大臣は、教科用図書発行者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、前条第一項の指定を取り消さなければならない。

一 前条第一項各号のいずれかに掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 虚偽又は不正の事実に基づいて前条第一項の指定を受けたことが判明したとき。

(報告及び資料の提出)

第二十条 文部科学大臣は、教科用図書発行者について、第十八条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、教科用図書発行者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(発行の指示の取消し)

第二十一条 文部科学大臣は、教科用図書発行者が第十九条の規定により指定を取り消されたときは、その者に係る臨時措置法第八条の規定による発行の指示を取り消さなければならない。

(臨時措置法との関係)

第二十二条 教科用図書の発行及び教科用図書発行者については、この章に規定するもののほか、臨時措置法の定めるところによる。

第五章 罰則

第二十三条 第二十条の規定による報告若しくは資料の提出の要求に応ぜず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。)において使用する教科用図書については昭和三十九年三月三十一日、中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)において使用する教科用図書については昭和四十年三月三十一日までの間は、適用しない。^{ろう}^{ろう}

(適用除外)

2 昭和三十八年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書の無償給付及び給与については、第二章の規定は、適用しない。

(経過規定)

3 昭和三十九年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書の購入については、第三条中「第十三条から第十六条までの規定により採択されたもの」とあるのは、「当該義務教育諸学校について採択されたもの」とする。

- 4 当分の間、第五条の規定により教科用図書の給与を受ける児童及び生徒の範囲は、同条の規定にかかわらず、政令で定める。
(教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正)
- 5 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。
〔次のように略〕
(教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過規定)
- 6 昭和三十九年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書については、この法律による改正後の教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第六条第一項の規定中「目録(義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。)」とあるのは「目録」と読み替えて同項の規定を適用する。
(文部省設置法の一部改正)
- 7 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。
〔次のように略〕
(文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正)
- 8 文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。
〔次のように略〕
(盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正)
- 9 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
〔次のように略〕
(盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正に伴う経過規定)
- 10 当分の間、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部又は中学部の児童又は生徒で義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律(昭和三十七年法律第六十号)附則第二項及びこの法律の附則第四項の規定に基づく政令で定めるところにより教科用図書の給与を受けないこととなるものについては、この法律による改正後の盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第二条第一項各号列記以外の部分中「第二号から第六号まで」とあるのは「次の各号」と読み替えて同項の規定を適用する。
(就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正)
- 11 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
〔次のように略〕
(就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正に伴う経過規定)
- 12 当分の間、この法律による改正後の就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)第二条に規定する学齢児童又は学齢生徒で義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律(昭和三十七年法律第六十号)附則第二項及びこの法律の附則第四項の規定に基づく政令で定めるところにより教科用図書の給与を受けないこととなるものの保護者については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第二条各号列記以外の部分中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「同法第二十一条第一項(同法第四十条で準用する場合を含む。)の教科用図書(以下「教科用図書」という。)若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、同条第一号中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「教科用図書若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、それぞれ読み替えて同条の規定を適用する。

附 則〔平成一〇年五月八日法律第五四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、〔中略〕附則第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎに関する事項の政令への委任)

第七条 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものに従事している都の職員の特別区への引継ぎに関して必要な事項は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律

の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一〇年六月一二日法律第一〇一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一一年七月一六日法律第八七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定
公布の日

二～六 〔略〕

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一条 施行日前にされた國等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第一百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

附 則〔平成一一年八月一八日法律第一三六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一一年一二月政令三八八号により、平成一二・二・一から施行〕

附 則〔平成一一年一二月八日法律第一五一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。〔後略〕

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一～二十五 〔略〕

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるものほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるものほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(教科用図書等に関する経過措置)

第千三百三十五条 改革関係法等の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第二条第二項に規定する教科用図書には、第五百十一条の規定による改正前の学校教育法第七十六条において準用する同法第二十一条第一項に規定する教科用図書(文部省が著作の名義を有する教科用図書に限る。)を含むものとする。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔平成一二年一一月二九日法律第一三〇号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則〔平成一五年七月一六日法律第一一七号抄〕**(施行期日)****第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。〔後略〕**(罰則に関する経過措置)****第七条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。**(その他の経過措置の政令への委任)****第八条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。**附 則〔平成一六年一二月一日法律第一四七号抄〕****(施行期日)****第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一七年三月政令三六号により、平成一七・四・一から施行〕

附 則〔平成一八年六月二一日法律第八〇号抄〕**(施行期日)****第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。**附 則〔平成一九年六月二七日法律第九六号抄〕****(施行期日)****第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一九年一二月政令三六二号により、平成一九・一・二・二六から施行〕

附 則〔平成二三年六月三日法律第六一号抄〕**(施行期日)****第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。〔後略〕

〔平成二三年一二月政令三九五号により、平成二四・四・一から施行〕

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕**(施行期日)****第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕**附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕****(施行期日)****第一条** この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕**(罰則に関する経過措置)****第十条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。**(政令への委任)****第十一條** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。**附 則〔平成二六年四月一六日法律第二〇号〕****この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十二条第一項及び第十五条の改正規定は、公布の日から施行する。****附 則〔平成二六年五月三〇日法律第四二号抄〕****(施行期日)****第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二七年一月政令二九号により、平成二八・四・一から施行〕

附 則〔平成二七年六月二四日法律第四六号抄〕**(施行期日)****第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。〔後略〕**附 則〔平成三〇年六月一日法律第三九号抄〕****(施行期日)****第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年2月3日政令第14号)

最終改正:平成28年11月24日号外政令第353号

改正内容:平成28年11月24日号外政令第353号[平成29年4月1日]

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

〔昭和三十九年二月三日政令第十四号〕

〔大蔵・文部大臣署名〕

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令をここに公布する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

内閣は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)第六条、第九条、第十一条第二項、第十四条、第十七条、第十八条第一項第二号及び附則第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

(教科用図書の受領及び給付)

第一条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(以下「法」という。)第四条の規定による契約に係る教科用図書の受領及び法第三条の規定による教科用図書の無償給付に関する事務は、公立の義務教育諸学校(法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。)の児童及び生徒に係る教科用図書については当該義務教育諸学校を所管する教育委員会、私立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該義務教育諸学校を設置する学校法人の理事長、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該国立大学の学長、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第七十七条の二第一項の規定により公立大学法人(同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項において同じ。)が設置する大学に附属して設置される義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該公立大学法人の理事長(以下「実施機関」という。)が行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により教科用図書の発行者(以下「発行者」という。)から教科用図書を受領したときは、義務教育諸学校の設置者に対し、直ちにこれを給付するものとする。

(実施機関の報告及び証明)

第二条 実施機関は、前条第一項の規定により発行者から教科用図書を受領したときは、文部科学省令で定めるところにより、その教科用図書の名称及び冊数その他文部科学省令で定める事項を記載した書類(以下「受領報告書」という。)を作成し、これを都道府県の教育委員会に提出するとともに、これらの事項を記載した受領証明書(以下「受領証明書」という。)を作成し、これを当該教科用図書の発行者に交付しなければならない。

(発行者の納入冊数集計表の提出)

第三条 発行者は、受領証明書を受け取ったときは、これに基づき、文部科学省令で定めるところにより、都道府県ごとに教科用図書の納入冊数を集計した書類(以下「納入冊数集計表」という。)を作成し、受領証明書を添えて当該都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

(都道府県の教育委員会の確認及び報告)

第四条 都道府県の教育委員会は、受領報告書を受け取ったときは、これに基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該都道府県内の教科用図書の受領冊数を集計した書類(以下「受領冊数集計報告書」という。)を作成しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、受領冊数集計報告書と前条の規定により発行者から提出のあつた納入冊数集計表とを照合し、教科用図書ごとに冊数が同一であることを確認したときは、文部科学省令で定めるところにより、受領冊数集計報告書を文部科学大臣に提出するとともに、納入冊数集計表及び受領証明書を当該発行者に返付しなければならない。

(給与名簿の作成及び給与児童生徒数の報告)

第五条 義務教育諸学校の設置者は、法第五条第一項の規定による教科用図書の給与が完了したときは、文部科学省令で定めるところにより、給与を受けた児童及び生徒の名簿を作成するとともに、給与を受けた児童及び生徒の総数を都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の報告を受けたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該都道府県内の給与を受けた児童及び生徒の総数を文部科学大臣に報告しなければならない。

(調査及び報告)

第六条 文部科学大臣は、法第三条の規定による教科用図書の無償給付及び法第五条の規定による教科用図書の給与に關し、その実施の状況を調査し、及び義務教育諸学校の設置者に対し必要な報告を求めることができる。

2 文部科学大臣は、都道府県の教育委員会に対し、前項の調査を行い、及び義務教育諸学校の設置者に対し同項の報告を求めるよう指示をすることができる。

(教科用図書選定審議会の設置期間)

第七条 教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)を置く期間は、四月一日から八月三十一日までとする。

(選定審議会の所掌事務)

第八条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

一 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項

二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

(選定審議会の委員)

第九条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。

一 義務教育諸学校の校長及び教員

二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員

三 教育に関し学識経験を有する者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

(教育委員会規則への委任)

第十条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

(採択地区協議会の組織及び運営)

第十一條 採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもつて組織する。

2 採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、採択地区協議会の規約で定める。

(採択地区協議会の規約事項)

第十二条 採択地区協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 採択地区協議会の名称

二 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会

三 採択地区協議会の組織

四 教科用図書の選定の方法

五 採択地区協議会の経費の支弁の方法

(採択地区協議会の規約の変更)

第十三条 採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようとするときは、協議によりこれを行わなければならない。

(採択の時期)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間(以下この条において「採択期間」という。)は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書(以下この条において「既採択教科用図書」という。)の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合(教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。)において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

(発行者の指定の要件)

第十六条 法第十八条第一項第二号に規定する政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 会社にあつては資本金の額又は出資の総額が千万円以上、会社以外の者にあつては文部科学省令で定める資産の額が千万円を超えない範囲内において文部科学省令で定める額以上であること。
- 二 専ら教科用図書の編集を担当する者について文部科学省令で定める基準に適合しているものであること。
- 三 法人にあつては一人以上の役員(その法人の業務を監査する者を除く。)、人にあつてはその者が図書の出版に関する相当の経験を有する者であること。
- 四 法人にあつてはその法人又はその法人を代表する者、人にあつてはその者が図書の発行に関し著しく不公正な行為をしたことのない者であること。

(事務の区分)

第十七条 第一条第二項、第二条、第四条、第五条第二項及び第六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第一条第二項及び第二条の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三九年九月二九日政令第三一五号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四〇年九月二八日政令第三一五号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四一年九月二二日政令第三二一号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四二年九月二一日政令第二九九号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四三年一〇月一七日政令第三〇八号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四八年九月二九日政令第二八四号〕

この政令は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二年三月三〇日政令第六六六号〕

1 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

2 中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部において使用する教科用図書の採択については、平成四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則〔平成一一年七月二日政令第二一八号〕

この政令は、公布の日から施行し、改正後の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令附則第

五項の規定(同項の表小学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部において使用する教科用図書の項(平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間に係る部分に限る。)及び中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部において使用する教科用図書の項に係る部分を除く。)は、平成十一年四月一日から適用する。

附 則〔平成一一年一〇月一日政令第三一二号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成十年法律第五十四号。以下「法」という。)の施行の日(平成十二年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。〔後略〕

(許認可等に関する経過措置)

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行つた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分

等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手續がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一二年二月一六日政令第四二号抄〕

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則〔平成一二年六月七日政令第三〇八号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一五年三月二八日政令第一一一号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一五年一二月三日政令第四八三号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則〔平成一八年四月二八日政令第一八八号〕

この政令は、会社法〔平成一七年七月法律第八六号〕の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則〔平成一九年三月二二日政令第五五号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成一九年一二月一二日政令第三六三号〕

この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律〔平成一九年六月法律第九六号〕の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二〇年七月一六日政令第二二四号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二六年九月三日政令第二九三号〕

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則〔平成二七年二月四日政令第三八号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則〔平成二八年一一月二四日政令第三五三号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

番号	議案第18号	担当	学校教育部 教育推進課
議案名	平成31年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書（小学校）の採択について		
	<p>平成30年3月30日付、文部科学省初等中等教育局教科書課長通知「平成31年度使用教科書の採択事務処理について」により、平成31年度使用小学校用教科用図書は、「特別の教科 道徳」以外の図書について新たに採択を行うこととなります。が、平成29年度検定において新たな図書の申請がなかったため、平成25年度検定合格図書等の中から、採択を行うものです。</p>		
説明			

番号	議案第19号	担当	学校教育部 教育推進課
議案名	平成31年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）の採択について		
	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき、平成31年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）について、平成30年度と同一の教科書を採択するものです。		
説明			

番号	議案第 20 号	担当	学校教育部 教育推進課
議案名	平成 31 年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書（中学校「特別の教科 道徳」）の採択について		
	学習指導要領の改正により、平成 31 年度から中学校で道徳教育が教科化されることにともない、中学校の平成 31 年度使用教科用図書について、「特別の教科 道徳」の教科書を採択するものです。		
説明			